

## 佐久市中央隣保館運営委員会会議録

会議名	平成29年度佐久市中央隣保館運営委員会	
日 時	平成29年4月18日（火） 13時30分～14時30分	開催場所 佐久市中央隣保館 1階生活改善室
司会	人権同和課長	
1 開会	館長	
2 委嘱書交付	委嘱書の交付・・・新委員 高橋 節子（佐久人権擁護委員協議会委員）	
3 部長あいさつ	市民健康部長	
4 会長あいさつ	運営委員会会長	
5 自己紹介		
6 会議事項		
(1) 平成28年度 佐久市中央隣保館事業報告について		
説明・・事務局		
[質疑応答]		
委員・・相談活動の報告があったが単年度の報告だけの資料ではなく、継続的にとらえる必要がある。生活相談でもどのような相談内容が多いのか、少ないのか。また相談件数の推移などのデータ的な資料を提示して欲しい。		
中央隣保館の運営委員だけのことではないが、12月に部落差別推進法が制定施行されている中で6条にわたる法の中身を隣保館でどのように活かしていくのかが今後の課題である。歴史的なことが資料に少し書かれているが、隣保館がなぜ建てられて、地域のコミュニケーションの拠点施設として運営されているのかという中身が運営委員も十分わからないと思う。隣保館の目的は同和問題をなくす施設である。12月に部落差別という名称を使った法律ができた。今までのように人権問題の中の同和問題ではなく、部落差別についての解決方法、施策が求められてくる。再度隣保館の目的を確認し、新年度事業に取り組んで欲しい。		
また、隣保館という名称は、部落差別が「ある」「ない」という一つの目標になっている。隣保館の周辺は同和地区であるという部落差別の身元調査をしている実態もある。中央だけは隣保館という名称を残し、白田、浅科、望月については人権文化センターという名称で、隣保館を表に出していない。名称の問題を踏まえながら、運営委員の皆さんに分かり易い継続した資料の提示と報告をお願いしたい。		

事務局・・相談内容のとらえ方については、社協の心配ごと相談の分類を参考にしながら検討させていただきたい。新法等を踏まえた中で、パネル等を掲示しながら同和問題などの啓発活動を行っていきたい。

委員・・去年の12月に新法ができましたが、隣保館だよりか何かで載せてありますか？

事務局・・市のホームページに掲載しています。また、本日の配布資料「第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」の87頁にこの法律の内容を載せてあります。

事務局・・隣保館だよりは現在編集中ですが、「部落差別解消推進法」の内容を載せていただきたい。また、全戸配布のものの中でも周知を考えていきたい。

委員・・市民周知は大切なことだと思うので、そのようにお願いしたい。

委員・・合併前、旧臼田町には隣保館はなく、合併のすり合わせの中で臼田支所に隣保館を設置してスタートし、4館あるようになっているが、実際には3館である。市民に分かりにくく誤解を招くので位置付けをしっかりと欲しい。ある程度、行政内部で精査していいかな、と運動団体としても考えている。

事務局・・条例については、精査してまいりたいと思います。

## (2) 平成29年度佐久市中央隣保館事業計画（案）について

説明・・事務局

### [質疑応答]

委員・・館長、職員には全隣協等の研修に積極的に参加していただき、他の地域の活動を参考にしながら、4館の温度差がないように積極的な活動をお願いしたい。

事務局・・隣保館事業士について、県隣協で今年度より予算化したので、そちらの活用を考えている。旅費の確保が難しい中で、工夫して多くの研修に参加していきたい。

委員・・部落差別の問題は、教育の中で教えていくことが一番大事と思う。一般授業の教育も大事だが、教育委員会に携わる方はいないが、行政として教育についてどのように考えていますか。

事務局・・人権同和課として、一般事業の他に教育事業も行っている。教職員に対する研修、子ども達、就学前の保護者、企業、地域に入っての同和研修、法律が施行されたことを踏まえ、教育でも開催方法を工夫しながら取り組んでいきたい。

委員・・子どもに同和教育を正しく教え、力を合わせて差別をなくしていきたいと思う。現場で携わる中で外国人の差別についてどう感じていますか。

委員・・外国人に方と接する中で、弱い立場に置かれる傾向があるように感じる。  
「外国人だから解らない」、「外国人だからできない」などの言葉で感じる  
方もいました。

7 その他

配布資料・・第三次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画  
佐久ライフ別冊「隣保館だより」3月号

8 閉会